

国土交通省国民保護計画

平成17年10月

(最終変更：平成19年10月)

国土交通省

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 基本方針	1
1 基本的人権の尊重	
2 国民の権利利益の迅速な救済	
3 国民に対する情報提供	
4 関係機関との連携の確保	
5 国民の協力	
6 指定公共機関の自主性の特別な配慮	
7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	
8 安全の確保	
9 政府対策本部長の総合調整等	
第2章 平素の備え	3
第1節 活動体制の整備	3
1 国土交通省緊急事態連絡調整会議の設置	
2 情報連絡体制の整備	
(1) 情報収集及び連絡体制の整備	
(2) 通信体制の整備	
3 緊急参集体制及び活動体制の整備	
4 特殊標章の交付等	
第2節 関係機関との連携	4
第3節 国民への情報提供の備え	4
第4節 警報の通知体制の整備	4
第5節 避難・救援に関する備え	5
1 避難措置の指示の通知体制の整備	
2 避難及び救援に対する支援に関する備え	
第6節 所管する施設の安全確保に関する備え	5
1 生活関連等施設の安全確保に関する備え	
2 生活関連等施設以外の所管する施設の安全確保に関する備え	
第7節 運送に関する備え	6

1	運送の求めに関する備え	
(1)	緊急物資の運送の求めに関する備え	
(2)	地方公共団体の行う運送の求めに対する支援に関する備え	
2	代替輸送に関する備え	
第8節	交通の管理に関する備え	8
第9節	武力攻撃原子力災害への備え	8
第10節	国民との連携等に関する備え	8
第11節	応急の復旧に関する備え	8
第12節	訓練・啓発等の実施	9
1	訓練の実施	
2	職員等への啓発	
3	調査研究の推進	
第13節	その他	9
第3章	武力攻撃事態等への対処	11
第1節	武力攻撃の兆候等の情報連絡	11
第2節	活動体制の確立	11
1	武力攻撃事態等対策本部等への対応	
2	国土交通省武力攻撃事態等対策本部の設置等	
(1)	国土交通省武力攻撃事態等対策本部の設置	
(2)	地方支分部局対策本部の設置	
3	情報収集及び報告	
(1)	情報収集及び報告	
(2)	通信体制の確保	
4	緊急参集の実施	
第3節	安全の確保	13
第4節	関係機関との連携	13
第5節	国民への情報提供	13
第6節	警報の通知及び伝達	13
第7節	避難・救援に関する措置	14
1	避難措置の指示の通知及び伝達	
2	避難・救援に対する支援	
第8節	所管する施設の適切な管理及び安全確保	14

1	生活関連等施設の安全確保	
2	生活関連等施設以外の所管する施設の安全確保	
第9節	運送の確保	16
1	運送の求め	
(1)	緊急物資の運送の求め	
(2)	運送の求めに対する支援	
(3)	その他	
2	代替輸送の確保	
第10節	交通の管理	17
第11節	武力攻撃原子力災害への対処	18
第12節	安否情報の収集	18
第13節	国民との連携等	18
第4章	応急の復旧	20
第1節	輸送路の確保に関する応急の復旧等	20
1	道路の応急の復旧	
2	港湾施設等の応急の復旧	
3	空港施設の応急の復旧	
4	鉄道施設等の被災情報の収集	
第2節	ライフライン施設の応急の復旧	22
第3節	その他の応急の復旧等	22
第5章	復旧等に関する措置	23
第1節	国民生活安定のための措置	23
第2節	復旧に関する措置	23
第6章	国民の権利利益の救済	24
第7章	緊急処理事態への対処	25
第1節	活動体制の確立	25
1	国土交通省緊急処理事態対策本部の設置	
2	地方支分部局緊急処理事態対策本部の設置	
第2節	警報の通知及び伝達	25

第3節 緊急対処保護措置の実施	26
第8章 計画の適切な見直し	27

第1章 総則

第1節 計画の目的

○この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、国土交通省の所掌事務に関し必要な事項を定め、もって武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

- 武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その所掌事務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。
- 武力攻撃事態の類型として、①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4つの類型を想定する。また、特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）についても考慮する。
- 国民保護措置の実施に当たっては、上記の類型を考慮しつつ、次の点に留意するものとする。

1 基本的人権の尊重

- 国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

2 国民の権利利益の迅速な救済

- 国民の権利利益の救済に係る手続について、迅速な処理が可能となるよう努めるものとする。

3 国民に対する情報提供

○武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、被災情報（武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等被害の状況に関する情報をいう。以下同じ。）その他の情報等について、関係省庁と連携しつつ、国民に対し正確な情報を適時かつ適切に提供するものとする。

4 関係機関との連携の確保

○国民保護措置に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

5 国民の協力

○国民保護措置の重要性について広く啓発に努め、国民の自発的な協力が得られるよう努めるものとする。

6 指定公共機関の自主性の特別な配慮

○指定公共機関がその業務について国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法等については、指定公共機関の自主的な判断に特別な配慮をするものとする。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

- 国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等に対して配慮するものとする。
- 国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

8 安全の確保

○国民保護措置の実施に当たっては、関係機関と連携しつつ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。

9 政府対策本部長の総合調整等

○武力攻撃事態等対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合には、総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。

第2章 平素の備え

第1節 活動体制の整備

1 国土交通省緊急事態連絡調整会議の設置

- 国土交通省の所掌に係る国民保護措置、緊急対処保護措置などに関する事務について省内の連絡及び調整を図るための常設の連絡調整組織として、国土交通省緊急事態連絡調整会議を設置するものとする。
- 国土交通省緊急事態連絡調整会議の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

2 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

- 武力攻撃の兆候、国民保護措置の実施状況、所管する施設等の被災情報など所掌事務に係る情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めておくものとする。
- 夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努めるものとする。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても省内の連絡を確実にできるよう、連絡ルート多重化、代行する職員の指定等障害発生時に備えた情報収集、集約及び連絡体制を整備するものとする。

(2) 通信体制の整備

- 武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関と連携しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。
- 通信体制の整備に当たっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努めるものとする。
- 平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検を定期的実施するものとする。

3 緊急参集体制及び活動体制の整備

- 武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための国土交通省における必要な体制を迅速に確立するため、関係職員の緊急参集、職員の官邸への派遣等についてあらかじめ必要な事項を

定め、関係職員に周知するものとする。

- 緊急参集を行う関係職員については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくものとする。
- 武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、職員の交代要員の確保等に関する体制を整備するものとする。
- 防災のための備蓄を活用しつつ、庁舎の非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等の備蓄又は調達体制の整備等に努めるものとする。

4 特殊標章の交付等

- 政府が定める国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章及び身分証明書の交付等に関する基準及び手続等に基づき、特殊標章等の交付等のために必要な手続を定めるものとする。

第2節 関係機関との連携

- 平素から関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。また、地方公共団体相互の広域的な連携体制の整備が実施される際には、必要な協力を行うよう努めるものとする。

第3節 国民への情報提供の備え

- 武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、所管する施設等の被災情報などの情報を、報道機関への発表、国土交通省ホームページなどを活用して、国民に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。
- 航空機内に在る者に対して情報伝達が行えるよう必要な体制の整備に努めるものとする。
- 情報提供の体制の整備に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、情報を伝達できるよう努めるものとする。

第4節 警報の通知体制の整備

○武力攻撃事態等対策本部（以下「政府対策本部」という。）から警報が通知された場合において、地方支分部局の長、所管する指定公共機関、航空機内に在る者及び所管する多衆利用施設管理者（国民保護法第４８条に規定する、多数の者が利用する施設の管理者を言う。以下同じ。）に対し、警報の迅速かつ確実な通知及び伝達を行うため、連絡先の把握、連絡方法、連絡手順等必要な事項を定めるものとする。

第５節 避難・救援に関する備え

１ 避難措置の指示の通知体制の整備

○政府対策本部から避難措置の指示が通知された場合において、地方支分部局の長、所管する指定公共機関及び航空機内に在る者に対し、避難措置の指示の迅速かつ確実な通知及び伝達を行うため、警報の通知に準じて、必要な体制を整備するものとする。

２ 避難及び救援に対する支援に関する備え

- 国土交通省が管理する施設が都道府県知事により避難施設に指定された場合には、避難住民の受け入れが適切に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。
- 応急仮設住宅等の建設が円滑に進められるよう、必要な体制の整備に努める。

第６節 所管する施設の安全確保に関する備え

１ 生活関連等施設の安全確保に関する備え

- 都道府県又は施設管理者等と必要に応じ連携しつつ、所管する生活関連等施設（国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成１６年政令第２７５号）第２７条に規定する施設をいう。以下同じ。）の名称、所在地、管理者及び連絡先について把握するものとする。
- 都道府県がその区域内に所在する生活関連等施設の把握を行う場合において、都道府県との役割分担のもと、国で把握すべき生活関連等施

設の名称、所在地、管理者及び連絡先について都道府県に提供するなどの支援を行うものとする。

- 所管する生活関連等施設について、各施設の特性に応じ、資機材の整備、巡回の実施の在り方など「安全確保の留意点」を定めるものとする。「安全確保の留意点」の策定に当たっては、必要に応じ、消防庁、警察庁及び海上保安庁に助言を求めるものとする。また、「安全確保の留意点」を策定した場合には、所管の生活関連等施設の管理者に周知されるよう消防庁に提供するものとする。「安全確保の留意点」の変更をする場合にも、これに準ずるものとする。
- 「安全確保の留意点」を踏まえつつ、国土交通省が管理する生活関連等施設の「安全確保措置（生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置をいう。以下同じ。）の実施の在り方」を定めるものとする。安全確保措置の実施に関して、必要に応じ、警察庁及び都道府県警察並びに海上保安庁及び海上保安部長等に対し助言を求めるものとする。

2 生活関連等施設以外の所管する施設の安全確保に関する備え

- 庁舎など国土交通省が管理する施設で、生活関連等施設以外のものについて、武力攻撃事態等において、災害や事故への対応に準じて、利用者の避難誘導など必要となる措置の実施のための体制の整備を行うものとする。
- 鉄道、バス、航空機、船舶等を運行する一般旅客運送事業者及び不特定多数の者が利用する所管の旅客施設の管理者に対して、武力攻撃事態等において、避難者及び帰宅者による集中、殺到又は混乱並びに負傷者の発生に備えて、的確かつ迅速な状況判断により、災害や事故への対応に準じて適切な旅客誘導を図るため必要な体制の整備に努めるよう要請するものとする。
- 下水道施設について、代替性を確保するため、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。

第7節 運送に関する備え

- 警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁並びに地方公共団体、運送事業者である指定公共機関等と連携しつつ、陸・海・空の必要な手段を活用し

た運送ネットワークの形成に努めながら、運送事業者である指定公共機関の輸送力（事業者別・地域別の車両、船舶及び航空機の保有状況等）の把握を行うなど総合的かつ積極的な避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努めるものとする。

- 武力攻撃事態等発生時に人員、物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、地方公共団体、指定公共機関等に対し、これらの緊急輸送に係わる実施体制の整備、異なる輸送モードを含めた事業者間の協力体制の構築等について指導・助言するものとする。

1 運送の求めに関する備え

（１）緊急物資の運送の求めに関する備え

- 緊急物資の運送に備え、運送事業者である指定公共機関の連絡先を把握するなど緊急物資の運送の求めを円滑に実施できるよう必要な体制を整備するものとする。

（２）地方公共団体の行う運送の求めに対する支援に関する備え

- 地方公共団体が運送事業者である指定公共機関の輸送力を把握するに当たっては、必要に応じ、自ら収集した指定公共機関の輸送力などの情報を提供するなどの支援を行うものとする。
- 地方公共団体が運送事業者である指定公共機関と協定の締結等を行うに当たっては、必要に応じ、連絡調整などの支援を行うものとする。
- 自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難について、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等特性があることから、運送手段の確保等について関係省庁及び地方公共団体と密接な連携を図るものとする。
- 離島の住民の避難については、島外に避難させる場合の輸送手段が航空機及び船舶に限られるなど大きな制約があることから、内閣官房と連携しつつ、運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方を示すものとする。

2 代替輸送に関する備え

- 道路、港湾、空港等の施設の整備に当たっては、武力攻撃事態等により被災した場合等に備え、代替性の確保に努めるものとする。
- 武力攻撃災害発生時において、国民保護措置の実施及び全国規模での

輸送活動に大きな影響が生じないように、地域内交通、幹線交通及び国際交通について、複数の輸送モード及び輸送ルートからなる多重性・代替性の確保に努めるものとする。

第 8 節 交通の管理に関する備え

- 武力攻撃事態等において、道路管理者が都道府県警察と連携して、道路利用者に対し、道路の通行禁止措置等に関する情報を積極的に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

第 9 節 武力攻撃原子力災害への備え

- 文部科学省及び経済産業省と連携しつつ、武力攻撃原子力災害に際しての関係機関との連絡方法、意思決定方法、現地における対応方策等を定めた危機管理マニュアルを策定するものとする。
- 武力攻撃原子力災害の発生時における情報の収集・連絡体制の整備、通信手段の確保、職員の体制整備、関係機関相互の連携体制の整備、緊急時予測システム、専門家の派遣体制その他の武力攻撃原子力災害に的確かつ迅速に対処するための体制の整備については、防災基本計画（原子力災害対策編）及び国土交通省防災業務計画（原子力災害対策編）の定める例により行うものとする。

第 10 節 国民との連携等に関する備え

- 武力攻撃事態等において、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活用が想定される分野におけるボランティアの受入方策及び連携方策について検討するものとする。
- 武力攻撃事態等において海外からの支援の受入が想定される分野における支援の受入方策等について検討するものとする。

第 11 節 応急の復旧に関する備え

- 武力攻撃事態等において、所管する施設及び設備の応急の復旧を行うため、それぞれ自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。
- 武力攻撃事態等において、応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあら

かじめ協定を締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。

第 1 2 節 訓練・啓発等の実施

1 訓練の実施

- 平素から国民保護措置についての訓練を実施するものとする。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、国民保護措置の実施の改善に反映させるものとする。
- 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努めるものとする。また、所管する指定公共機関等の関係機関と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。
- 国民保護措置と防災のための措置について共通の措置がある場合には、必要に応じ、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。
- 関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

2 職員等への啓発

- 国民保護措置の円滑な実施を図るため、研修の実施など職員に対する国民保護知識の普及・啓発を行うものとする。
- 国民保護措置の円滑な実施を図るため、所管する指定公共機関、所管する施設の管理者等に対する国民保護知識の普及・啓発に努めるものとする。

3 調査研究の推進

- 被害の軽減及び国民保護措置の適切な実施を図るため、国民保護に関する調査研究を推進するものとする。また、調査研究の成果を国民保護措置に反映させるよう努めるものとする。

第 1 3 節 その他

- 住宅金融支援機構に対し、大規模な武力攻撃災害が発生したときに、被災者の自力による住宅の復旧等を支援するための融資条件の緩和等を伴う資金の貸付け及び既存貸付者に対する救済措置を行えるよう、あらか

じめ業務継続体制、融資制度の整備等に努めるよう指導するものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃の兆候等の情報連絡

- 武力攻撃の兆候等の情報を入手した場合には、別に定めるところにより速やかに政府対策本部（内閣官房）への情報連絡を行うものとする。
- 武力攻撃の兆候等の情報を入手した場合には、直ちに、情報連絡のために必要な通信手段を確保するとともに、速やかに所管する施設等の安全の確認を行い、被害の有無などの情報を迅速に収集するものとする。

第2節 活動体制の確立

1 武力攻撃事態等対策本部等への対応

- 武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）が定められ、内閣に政府対策本部が設置された場合には、政府対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図るものとする。
- 政府対策本部が設置された場合には、武力攻撃事態等対策本部員として大臣が出席するものとする。また、必要に応じ、政府対策本部に職員を派遣するものとする。
- 政府対策本部長から政府対策本部の設置についての通知を受けたときは、警報の通知に準じて、直ちに地方支分部局の長及び所管する指定公共機関にその旨を連絡するものとする。
- 武力攻撃事態等現地対策本部が設置された場合には、必要に応じ、職員を派遣するものとする。

2 国土交通省武力攻撃事態等対策本部の設置等

(1) 国土交通省武力攻撃事態等対策本部の設置

- 政府対策本部が設置された場合であって、国民保護措置などを総合的に実施する必要があるときは、直ちに国土交通大臣を長とする国土交通省武力攻撃事態等対策本部（以下「本省対策本部」という。）を設置するものとする。
- 本省対策本部は、省内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び省内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。
- 本省対策本部を設置した場合には、政府対策本部、地方支分部局、関係省庁、所管する指定公共機関等関係機関に対し、連絡窓口等を連絡

するものとする。

○本省対策本部は、武力攻撃事態等の状況に応じ、その事務を処理するための体制を強化するものとする。

○この計画に定めるもののほか、本省対策本部の組織及び職務代行順などの運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

(2) 地方支分部局対策本部の設置

○地方支分部局は、本省対策本部が設置された場合であって、所掌に係る国民保護措置などを実施する必要がある場合には、本省対策本部に準じた組織（以下「地方支分部局対策本部」という。）を設置するものとする。

○地方支分部局は、地方支分部局対策本部を設置したときは、その旨を本省対策本部に連絡するものとする。

3 情報収集及び報告

(1) 情報収集及び報告

○国民保護措置の実施状況、所管する施設等の被災情報などの所掌に係る武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、本省対策本部は、これらの情報を集約し、必要に応じ、政府対策本部に報告するものとする。

○本省対策本部は、政府対策本部より武力攻撃事態等の状況、指定公共機関等の行う国民保護措置の安全確保に関する情報などについて収集を行うとともに、省内での共有を行うものとする。

(2) 通信体制の確保

○武力攻撃事態等が発生した場合、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。

○国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のため必要な措置を講ずるものとする。また、直ちに総務省に支障の状況を連絡するものとする。

○武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じ、バックアップ体制を確保するものとする。

4 緊急参集の実施

- 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、関係職員に緊急参集を行わせるものとする。

第3節 安全の確保

- 国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制の確立を図るなど、関係機関と連携しつつ、国土交通省職員ほか、国土交通省の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。
- 国民保護措置を安全に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章及び身分証明書を交付し、使用させるものとする。

第4節 関係機関との連携

- 政府対策本部、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努めるものとする。
- 都道府県知事等から国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、当該要請の趣旨を尊重し、必要に応じ、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

第5節 国民への情報提供

- 政府対策本部と連携しつつ、国民保護措置の実施状況、所管する施設等の被災情報等の情報を、報道機関への発表、国土交通省ホームページなどを活用して、国民に対し適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。
- 航空機内に在る者に対して、情報を提供するよう努めるものとする。
- 企画旅行等により外国に滞在する邦人旅行者に対して情報提供に努めるよう、旅行業協会に依頼するものとする。

第6節 警報の通知及び伝達

- 政府対策本部から警報の通知を受けた場合には、別に定めるところによ

り、地方支分部局の長及び所管する指定公共機関に対して迅速かつ確実に警報を通知するとともに、所管する多衆利用施設管理者、航空機内に在る者に対し、警報を伝達するよう努めるものとする。

○警報の解除の通知及び伝達については、警報の通知及び伝達に準ずるものとする。

第7節 避難・救援に関する措置

1 避難措置の指示の通知及び伝達

○政府対策本部から避難措置の指示の通知を受けた場合には、警報の通知及び伝達に準じて、地方支分部局の長及び所管する指定公共機関に対して避難措置の指示の通知を行うとともに、航空機内に在る者に対し、同措置の指示の伝達に努めるものとする。避難措置の解除の指示の通知があった場合も同様とする。

2 避難・救援に対する支援

○都道府県の区域を越える避難の場合において、要避難地域の都道府県と避難先の都道府県及び避難の経路となる地域の都道府県との間で避難住民の受入れ、移動時の支援等に関する協議が行われる場合には、必要に応じ当該協議に参加するものとする。

○国土交通省が管理する施設であって、あらかじめ都道府県知事より避難施設として指定されたものにおいて避難住民の受入れを行うこととなった場合には、当該避難施設の開設のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○都道府県知事から救援を行うに当たって支援を求められた場合には、救援に係る物資の供給、物資の入手可能経路等の情報提供、専門知識を有する職員の派遣、所管事業者に対する協力の依頼等の必要な支援を行うものとする。

○都道府県知事から応急仮設住宅等の建設について支援の求めがあった場合には、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第8節 所管する施設の適切な管理及び安全確保

1 生活関連等施設の安全確保

○国土交通省が管理する生活関連等施設について、巡回警備の強化など

速やかに安全確保措置を講ずるものとする。

- 国土交通省が管理する生活関連等施設の安全確保措置を講じようとする場合には、必要に応じ、都道府県警察、消防機関、海上保安庁等に対し助言、資機材の提供、職員の派遣などの支援を求めるものとする。
- 危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、所管する生活関連等施設の管理者に対し、安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。
- 所管する生活関連等施設の管理者に対し安全確保措置の実施を要請する場合には、当該管理者に当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、国土交通省が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施についても同様とする。
- 所管する生活関連等施設に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該施設の管理者に対する指導、助言、資機材の提供、職員の派遣、関係機関への連絡など被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずるものとする。
- 所管する生活関連等施設の管理者から、安全の確保に関し支援の求めがあったときは、指導、助言、資機材の提供、職員の派遣など生活関連等施設の安全確保のため必要な支援を行うよう努めるものとする。また、支援の求めがない場合においても、自ら必要があると認めるときは、所管する生活関連等施設の安全確保に関し支援を行うものとする。

2 生活関連等施設以外の所管する施設の安全確保

- 生活関連等施設以外の所管する施設のうち国土交通省が管理するものについては、巡回の強化など、各施設の特性に応じた安全確保のための措置の実施に努めるものとする。
- 生活関連等施設以外の所管する施設のうち国土交通省が管理する施設以外のものについては、必要に応じて、巡回の強化など、各施設の特性に応じた安全確保のための措置について、指導、助言等を行うもの

とする。

第9節 運送の確保

1 運送の求め

(1) 緊急物資の運送の求め

○運送事業者である指定公共機関に対し、必要に応じ、緊急物資の運送を求めるものとする。ただし、道路の利用指針（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号。以下「特定公共施設利用法」という。）第12条第1項の道路の利用指針をいう。）等が定められた場合は、その利用指針を踏まえて適切に運送を求めるものとする。

○運送事業者である指定公共機関に対し緊急物資の運送を求める場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(2) 運送の求めに対する支援

○指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は地方公共団体の長から避難住民の運送及び緊急物資の運送の求めを行うに当たっての支援の要請を受けた場合には、必要に応じ、運送事業者である指定公共機関との連絡調整等の支援を行うものとする。

○避難住民の運送及び緊急物資の運送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許認可の手續の簡素化・迅速化等の法令の弾力的な運用を図るものとする。

○離島の住民を島外に避難させる必要が生じた場合においては、航空機及び船舶の使用状況を調査し、地方公共団体の長が運送の求めを行う際の運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう必要な支援を行うとともに、避難に必要な航空機、船舶、飛行場施設及び港湾施設の確保に努めるなど必要な支援を行うものとする。

○沖縄県の住民の避難については、沖縄本島や遠距離にある離島における避難が必要となるため、次のような配慮を行うものとする。

- ・沖縄県と連携協力して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、沖縄関連路線に係る航空機及び沖縄関連航

路に係る船舶等の優先的な確保を依頼することなどにより、避難に必要な航空機、船舶、飛行場施設及び港湾施設の確保に努めるとともに、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を円滑に実施するよう要請するものとする。

- ・ 県外への避難が必要となった場合には、必要に応じ、避難先における飛行場施設、港湾施設及び運送手段が確保されるよう支援を行うものとする。

(3) その他

- 救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）の緊急輸送又は広域後方医療施設への傷病者の搬送について、厚生労働省、文部科学省、指定公共機関（国立病院機構、日本赤十字社）又は地方公共団体の長からの依頼があった場合には、運送事業者との連絡調整を行う等輸送手段の優先的確保に配慮するものとする。

2 代替輸送の確保

- 国際輸送又は幹線輸送の拠点となっている港湾及び空港においては、他の地域や他のモードからの旅客又は貨物のシフトに対応できるよう、運用面を含むそれらの受入体制を整備するものとする。また、その他の輸送についても、代替輸送に対する支援措置を講ずるよう努めるものとする。
- 被災地住民等の利便性の確保、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係省庁及び地方公共団体と連携し、代替輸送が円滑に実施されるよう、運送事業者等に対し必要な調整又は指導を行うものとする。

第10節 交通の管理

- 道路管理者が通行禁止等の必要な措置を講じたときは、都道府県警察と連携して直ちに住民等に周知徹底を図るための必要な支援を行うものとする。
- 情報の収集、避難住民の運送その他の国民保護措置を実施する航空機の離着陸その他の運航を優先させるとともに、他の運航者に情報を提供するなど、特定公共施設利用法第15条第1項の空域の利用指針が

定められた場合は、その利用指針を踏まえ、国民保護措置に配慮した航空管制等を行うものとする。

第 1 1 節 武力攻撃原子力災害への対処

- 事業所外運搬に際して武力攻撃原子力災害の通報を受けたときは、直ちに原子力安全委員会及び政府対策本部へ連絡を行うものとする。
- 現地に派遣された原子力安全委員及び専門家が行う現場の情報の収集、分析等に対し必要な協力を行うものとする。
- 事業所外運搬に際して発生した武力攻撃原子力災害に関して、原子力事業者から連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び地方公共団体から連絡されたモニタリングの結果等を取りまとめ、直ちに関係指定行政機関及び関係地方公共団体及び政府対策本部へ連絡を行うものとする。
- 武力攻撃原子力災害への応急対策その他については、防災基本計画（原子力災害対策編）及び国土交通省防災業務計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

第 1 2 節 安否情報の収集

- 安否情報を収集した場合又は所管する事業者等から安否情報の提供があった場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うなど地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。
- 安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

第 1 3 節 国民との連携等

- 国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に対し当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

- ボランティアの協力が得られる場合には、武力攻撃事態等の状況を踏まえつつ、ボランティアの安全を十分に確保する観点からボランティア活動の適否を判断するとともに、ボランティアの技能等の効果的な活用に努めるものとする。
- 政府対策本部が作成した海外からの支援の受入計画に基づき、適切に当該支援の受け入れを行うものとする。

第4章 応急の復旧

- 武力攻撃災害が発生した場合、所管する施設について、安全の確保に配慮した上で、速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するものとする。
- 地方公共団体、所管する指定公共機関等の関係機関と連携し、所管する分野全体にわたる被災情報及び応急の復旧の実施状況の情報収集に努めるものとする。
- 本省対策本部は、必要に応じ、被災情報、応急の復旧の実施状況の情報を政府対策本部に報告するものとする。
- 応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うものとする。
- 所管する施設に関し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のための措置について、都道府県知事又は所管する指定公共機関から求めがあった場合には、必要に応じ、支援を行うものとする。
- 国土交通省が管理する施設における武力攻撃災害の軽減のため必要な措置を講ずるものとし、必要に応じ、災害に関する研究を業務として行う指定公共機関に対し、武力攻撃災害の軽減、復旧などに関する協力を依頼するものとする。

第1節 輸送路の確保に関する応急の復旧等

- 道路、港湾、空港、鉄道等の被災及び応急の復旧の実施状況等について情報収集・集約を行い、避難住民の運送及び緊急物資の運送のための輸送路の効率的な確保に考慮した応急の復旧に努めるものとする。

1 道路の応急の復旧

- 国土交通省が管理する道路について、速やかに被害の状況を把握するとともに、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送路を最優先して確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。
- 指定公共機関である道路管理者が管理する道路について被災情報の報告を受けるとともに、その応急の復旧の実施状況についての情報の収集に努めるものとする。
- 地方公共団体及び指定地方公共機関である道路管理者が管理する道路

について、被災情報及び応急の復旧の実施状況についての情報の収集に努めるとともに、地方公共団体等から求めがあった場合には、必要に応じ、応急の復旧に対して適切な支援を実施するものとする。

- 自動車道事業者が管理する道路について、被災情報及び応急の復旧の実施状況についての情報の収集に努めるものとする。

2 港湾施設等の応急の復旧

- 国土交通省が整備し、又は保有する開発保全航路及び港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、速やかにその旨を政府対策本部に報告するとともに、当該沈船等の除去その他避難住民の運送等の輸送路等を確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

- 地方公共団体等が所有する港湾施設について、被災情報及び応急の復旧の実施状況についての情報の収集に努めるとともに、地方公共団体等から求めがあった場合には、必要に応じ、応急の復旧に対して適切な支援を実施するものとする。

3 空港施設の応急の復旧

- 国土交通省が管理する空港施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、障害物の除去その他空港施設の機能を確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

- 第一種空港を管理する指定公共機関から、その管理する空港施設について、被災情報の報告を受けるとともに、応急の復旧の実施状況についての情報の収集に努めるものとする。

- 地方公共団体が管理する空港施設について、被災情報及び応急の復旧の実施状況についての情報の収集に努めるとともに、地方公共団体から求めがあった場合には、必要に応じ、応急の復旧に対して適切な支援を行うものとする。

4 鉄道施設等の被災情報の収集

- 指定公共機関である鉄道事業者から、その管理する鉄道施設等について、被災情報の報告を受けるとともに、その応急の復旧の実施状況についての情報の収集に努めるものとする。

- 指定公共機関以外の鉄軌道事業者の管理する鉄道施設等について、被災情報及び応急の復旧の実施状況についての情報の収集に努めるものとする。

第2節 ライフライン施設の応急の復旧

- 下水道施設の災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、必要に応じ、下水道事業者が速やかに応急の復旧を行えるよう支援するものとする。
- 下水道施設の速やかな機能回復を支援するため、可能な限り応急の復旧に係る手続を簡素化するものとする。

第3節 その他の応急の復旧等

- 国土交通省が管理する河川管理施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害拡大の防止の観点から必要な応急の復旧の措置を講ずるものとする。また、地方公共団体等が管理する河川管理施設についても、速やかに被災情報を収集するとともに、地方公共団体等から求めがあった場合には、必要に応じ、応急の復旧に対して適切な支援を実施するものとする。
- 都市公園等都市施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、避難地、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な応急の復旧の措置を講ずるものとする。
- 各省庁と連携し、官庁施設の被害情報の収集を行うとともに、必要な応急の復旧の措置を講ずるものとする。

第5章 復旧等に関する措置

第1節 国民生活安定のための措置

- 国土交通省が管理する河川管理施設、道路、港湾施設及び空港施設について、その機能が十分に発揮されるよう、施設の状況確認、安全の確保等を行うなど適切に管理するものとする。
- 著しく異常かつ激甚な武力攻撃災害が発生した場合には、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく特例措置（建築基準法による応急仮設建築物に関する建築基準の緩和措置に係る期間の再延長）の必要性を検討し、特に必要と認められる場合には政令において当該措置を指定するものとする。
- 大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、必要に応じ、借地借家制度等の特例の適用、被災者への住宅再建等の支援措置を講ずるものとする。
- 大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、被災者の自力による住宅の復旧等を支援するため、住宅金融支援機構に対し融資条件の緩和等を行う資金の貸し付け及び既存貸付者に対する救済措置を行うよう指導するものとする。
- 被災地の状況にかんがみ、必要に応じ、車検の有効期間の延長、海技士国家試験の受験地の変更等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努めるものとする。また、被災地外の地域で営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、法令の弾力的運用を行うよう努めるものとする。
- 不公正な輸送活動や便乗値上げ等に対する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに行政処分を行うものとする。
- 国民生活との関連性が高い役務等や国民経済上重要な役務等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、物価統制令等による適切な措置を講ずるものとする。

第2節 復旧に関する措置

- 武力攻撃災害の復旧に関し国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、武力攻撃事態の態様や武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつ、迅速な復旧に向けて必要な措置を講ずるものとする。

第6章 国民の権利利益の救済

- 国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、相談窓口を設置するとともに、迅速な処理が可能となるよう、事案に応じて必要な処理体制を確保するよう努めるものとする。
- これらの手続に関連する文書を、国土交通省文書管理規則（平成13年国土交通省訓令第2号）等の定めるところにより、適切に保存するものとする。また、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等その保存には特段の配慮を払うものとする。

第7章 緊急処理事態への対処

第1節 活動体制の確立

1 国土交通省緊急処理事態対策本部の設置

- 内閣に緊急処理事態対策本部が設置された場合であって、緊急対処保護措置などを総合的に実施する必要があるときは、直ちに国土交通大臣を長とする国土交通省緊急処理事態対策本部（以下「本省緊急処理事態対策本部」という。）を設置するものとする。
- 本省緊急処理事態対策本部は、省内における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び省内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。
- 本省緊急処理事態対策本部を設置した場合には、武力攻撃事態等の警報の通知に準じて、地方支分部局及び所管する指定公共機関に対し、直ちにその旨を連絡するものとする。
- 本省緊急処理事態対策本部は、緊急処理事態の状況に応じ、その事務を処理するための体制を強化するものとする。
- この計画に定めるもののほか、本省緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

2 地方支分部局緊急処理事態対策本部の設置

- 地方支分部局は、本省緊急処理事態対策本部が設置された場合であって、所掌に係る緊急対処保護措置などを実施する必要がある場合には、本省緊急処理事態対策本部に準じた組織（以下「地方支分部局緊急処理事態対策本部」という。）を設置するものとする。
- 地方支分部局は、地方支分部局緊急処理事態対策本部を設置したときは、その旨を本省緊急処理事態対策本部に連絡するものとする。

第2節 警報の通知及び伝達

- 緊急処理事態対策本部長が決定する警報の通知及び伝達の対象となる地域の範囲に応じ、武力攻撃事態等の警報の通知及び伝達に準じて、警報を通知及び伝達するものとする。
- 警報の解除の通知及び伝達については、警報の通知及び伝達に準じて、これを行うものとする。

第3節 緊急対処保護措置の実施

○緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第6章までの定めに基づいて行うこととする。

第8章 計画の適切な見直し

- 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとし、変更にあたっては、関係する指定行政機関の長の意見を聴くなど広く関係者の意見を聴取するよう努めるものとする。
- この計画を変更しようとするときは、軽微な変更の場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣に協議するものとする。
- この計画を変更するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めるものとする。
- この計画を変更したときは、速やかに、これを都道府県知事及び所管する指定公共機関に通知するとともに、公表するものとする。